

soudanshitsu-dayori 相談室だより

平成30年11月6日発行 第375号

公益財団法人井之頭病院理念「患者様の権利尊重」

- 基本方針 1. 人権を尊重した医療の提供
2. 誠心、誠意、誠実をこめた奉仕
3. 社会復帰促進とノーマライゼーションへの援助

発行：井之頭病院相談室 0422-44-5331（代）

〒181-8531 三鷹市上連雀4-14-1

ホームページ <http://www.inokashirra-hp.or.jp>

今月の相談室だよりの紙面

2ページ

ご存知ですか？医療費助成制度：心身障害者医療費助成制度（マル障）、後期高齢者医療制度、高額医療費制度、小児精神障害者入院医療費助成

3ページ

読者投稿コーナー だよりのLetterBox

4ページ

地域の催し 11月18日（日）福祉バザー/自立支援医療制度/65歳以上で手帳1級の方のマル障適用経過措置/編集後記



11月～12月 当院を利用されているご家族向けの催し

つながろう 家族のための「わわわ会」

統合失調症と付き合いながら暮らすことについての、ご家族向けのわかりやすい講座です。

毎月最終土曜 10:00～12:00 会場：当院2号館1階 作業療法室2

「精神科リハビリテーションと福祉サービス」（担当：作業療法士、精神保健福祉士等）11月24日（土）

「病気とお薬」（担当：医師、看護師、薬剤師）12月22日（土）

★費用：テキスト代300円。相談室にて予約の上、直接会場にお越しください。（当日参加も出来ます）



家族懇談会

初めてのご参加也大歓迎！

ご家族の日頃の悩みや気になっていることについてスタッフと一緒に考える場です。お気軽にご参加下さい。

毎月最終土曜 14:00～15:30

11月24日/12月22日（土）

当院2号館1階 作業療法室2

無料

予約
不要

家族セルフヘルプグループ「かけはし」

家族による家族のための相談例会です。

毎月第2土曜日 14:00～16:30

11月10日（土）/12月8日（土）

当院2号館1階 作業療法室2

※11月10日（土）は文化祭のため、1号館9階大会議室で行います。

家族
主催

無料

予約
不要

アルコール家族教育プログラム

※プログラムは変更の可能性がありますので3-2病棟までお問い合わせください

アルコール依存症に関するビデオを用いた学習と講義です。

「アルコール依存症とその治療」（担当：医師）11月10日/12月1日（土）

「アルコール依存症が及ぼす影響」（担当：看護師等）11月3日/12月8日（土）

「コミュニケーションの回復と社会資源」（担当：精神保健福祉士）11月17日/12月15日（土）

「アルコール依存症の回復過程と家族の対応」（担当：看護師等）11月24日/12月22日（土）

第1～4土曜 10:00～11:20 会場：当院3号館1階

無料

予約
不要

アルコール家族ミーティング

ご家族自身の気持ちを整理し、ご本人との関係を見直すことを目的としています。ご家族同士のつながりのなかで癒されることを実感していただいています。

毎週土曜 11:30～12:30 会場：当院3号館1階

無料

予約
不要

★車でお越しの方は、駐車料金が発生いたします。30分毎に200円となりますのでご了承ください。



ホームページでも相談室だよりの最新号やバックナンバーをご覧いただけます
井之頭病院ホームページより「精神保健福祉相談」⇒ 相談室だより「ダウンロード」をクリック





ご存知ですか？医療費助成制度

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方や、入院中の方が利用できる医療費の助成制度についてご案内します。



<精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が受けられる医療費助成>

～心身障害者（児）医療費助成制度（マル障）～

医療保険の自己負担分から一部負担金相当額を差し引いた額が助成されます。住民税非課税の方は、入院時食事療養費・生活療養標準負担額のみ自己負担となります。助成対象は、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方。助成開始は平成 31 年 1 月 1 日からです。生活保護を受けている方、65 歳未満で新規申請を行わなかった方、65 歳以上ではじめて手帳が 1 級になった方は対象になりません。また、所得制限があります。

経過措置として、65 歳以上で手帳交付年月日が平成 30 年 12 月 31 日以前かつ手帳有効期限前の方は、平成 30 年 1 月 1 日から同年 6 月 30 日までの間は申請することができます。

手続き方法：お住まいの自治体で申請し、マル障受給者証の交付を受けたら、会計窓口にて提示してください

住民税課税の方は、自己負担割合が 1 割で、月の上限が設定されます	
外来（個人ごと）	入院（世帯）
上限 14,000 円/月	上限 57,600 円/月（多数回 44,000 円）

～後期高齢者医療制度～

通常は 75 歳以上の方が対象ですが、都内に住所を有する 65 歳以上で精神障害者保健福祉手帳 1 級～2 級の方は、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。加入すると、医療費の自己負担額が 1 割（所得により 3 割の場合もあります）になります。現在の保険から後期高齢者医療制度に切り替えた方が経済的メリットになるかどうかは、所得や世帯等の状況によります。

手続き方法：お住まいの自治体で申請し、被保険者証の交付を受けたら会計窓口にて提示してください



<入院中に受けられる医療費助成>

～高額療養費制度～

1 ヶ月の入院費のうち上限額（所得によって異なる）を超えた場合に、超えた額が高額療養費として支給されます。支給の対象は医療費の 3 割負担部分であり、差額ベッド代や食事代は含まれません。また、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をあらかじめ会計窓口にて提示して頂くことで上限のみのお支払でよくなります。提示されない場合は通常料金をお支払いいただき、ご自身で返金の手続きをしていただく必要があります。

手続き：国保・後期高齢の方は各自治体、社会保険の方は加入中の健康保険組合に申請。交付を受けたら会計窓口にて提示してください。

～小児精神障害者入院医療費助成～

対象は精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする 18 歳未満の人。入院治療を継続している場合のみ、20 歳の誕生月の末日まで延長が可能です。

精神科病床における入院医療費について、自己負担額が助成されます。ただし、入院時食事療養費（標準負担額相当）、差額ベッド代等は自己負担になります。

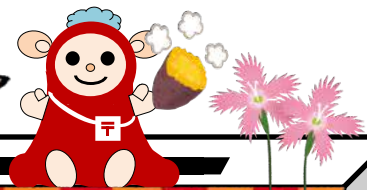
手続き：区市町村（23 区は保健所）に申請。必要な書類等、入院時に相談室でご案内します。

いずれも申請が必要です。各受給者証等を会計窓口にて提示していただいた月から適用となります。



詳しくは申請窓口や相談室にお問い合わせください。（中村）





だよいの

Letter Box

いのそう



今月号の3面は、久しぶりに通常の読者投稿コーナーになります
皆さまから投稿いただいたアンケートやイラストなどを紹介します！
いつも沢山の投稿をくださり、ありがとうございます♪

病院の待合室もまた涼し
噴水に遊ぶまごや昼下がり

ペンネーム 恵

夏に投稿いただきましたが掲載が遅れてしまい、申し訳ありません

～募集していたアンケート～

- ①ストレス解消法
ウォーキング、水中ウォーキング、CDを聴くこと
- ②リラックスできる時間
ラベンダーの香りの中CDを聴くこと、親友と話すこと

PN.いわやん



～イラストの投稿～

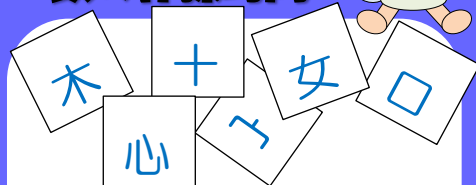
PN.南の風さんが「スクニちゃん・ドラちゃん」という可愛らしい女の子のイラストを描いてくださりました♪どうもありがとうございました！



P-まん



ラフ・ハーツの頭の体操時間



上の6つのカードを使って
2文字の熟語を完成させてください
※ヒント※今まさに読者のみなさんが
していることです。

次号では「クリスマス」に関するアンケートを募集します！

下記のアンケートにご記入いただき、2号館「外来相談受付」の右側の壁面にある投稿BOXに投函ください。投稿BOXにアンケート用紙と投稿用紙を設置してありますのでご利用ください。その他に詩、俳句、エッセイ、イラストなどの投稿もお待ちしております！なお、投稿はオリジナルのものに限らせていただくほか、掲載の判断は編集委員のほうでさせていただきます。(村越・宮本)

【だよいの Letter Box アンケート】

1. あなたの好きなクリスマスソングを教えてください
()
2. 1で選んだ理由を教えてください
()

☆どういった情報やコーナーが役立っているか、こんなコーナーが欲しい等々、ご意見や感想を大募集♪
ペンネーム ()

※HPにも掲載されますので本名はお控えください





第40回 福祉バザー



日時：平成30年11月18日（日）

10:00～14:00 小雨決行、雨天中止

場所：三鷹中央防災公園・元気創造フラザ

バス停「三鷹市役所前」または、「三鷹農協前」下車徒歩5分

※会場には駐輪場はありますが、駐車場はありません。

同時開催

介護予防体験会

催し内容：座・タッフ
吹き矢
ポッチャ ほか

参加費
無料

申込
不要



主催：社会福祉法人三鷹市社会福祉協議会

実施主体：第40回福祉バザー実行委員会

問合せ：TEL 0422-76-1271 メール chiiki@mitakashakyo.or.jp



自立支援医療をご存知ですか？

「自立支援医療」とは、統合失調症、そううつ病、うつ病、アルコール依存症等について、通院医療の際にかかる医療費の一部を公費で負担する制度です。この制度を利用すると、自己負担額は保険診療の1割となります（注：登録した医療機関や薬局、訪問看護ステーションに限ります。尚、当院は院外処方です）。

また、対象者の「世帯」の所得等に応じて1ヶ月の自己負担の限度額が設定されています。さらに、都内在住の方で「世帯」が非課税の場合、申請により自己負担額がゼロになります。詳しくは会計窓口、相談室までお問い合わせください。

※申請には2年に一度診断書が必要になります。当院での診断書料金は5400円です。自治体により、独自に診断書料金の助成を設けている場合がありますので、各自お問い合わせください。

補足情報！

精神障害者保健福祉手帳1級による心身障害者医療費助成制度（マル障）について

所得制限基準額を超える方、生活保護受給中の方、65歳までに手帳の申請をしなかった方*は対象外です。

* ただし、65歳以上または平成31年6月30日までに65歳になる方には、経過措置があります。精神障害者保健福祉手帳の交付日が平成30年12月31日以前で、かつ平成31年1月1日以降の有効期限が残っている方は、平成31年6月30日までマル障の申請が可能です。（申請受付は今年11月1日から、適用開始は来年1月1日）

* マル障については、2ページで案内しています。

【編集後記】今年の秋は秋刀魚をたくさん食べました。冬はあったかいお鍋でしょうか。

食で季節を楽しんでいます。（は）